

液化石油ガス販売事業者標識の掲載について

日頃より広島ガス可部販売株式会社をご利用いただきまして、厚く御礼申し上げます。

この度、液化石油ガス法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省令の一部を改正する省令」が、令和5年6月に公布されました。

液化石油ガス法第7条に規定されている「標識の掲示」に基づき、液化石油ガス販売事業者証をホームページに記載いたしましたことをご報告いたします。